

博士論文の学術リポジトリ登録手続きに関する内規

(目的)

第1条 愛知県立大学学位規程第20条及び愛知県立大学学術リポジトリ規程第11条に基づき、博士論文を学術リポジトリに登録する手続き等について定める。

(学術研究情報センター長への提出)

第2条 各研究科長は、当該年度の博士論文ごとに、学術研究情報センター長（以下「センター長」という。）が指定する記録メディアに以下の各号を保存し、愛知県立大学学術リポジトリ登録申請書（以下「登録申請書」という。）及び製本された博士論文とともにセンター長へ提出する。

(1) 登録申請書の電子データ (pdf ファイル) 1部

(2) 博士論文の電子データ (pdf ファイル) 1部

2 各研究科長は、当該年度のすべての博士学位審査について、センター長が指定する記録メディア1枚に、以下の各号を保存し、センター長へ提出する。

(1) 博士論文要旨の電子データ (pdf ファイル) 各1部

(2) 審査結果の要旨の電子データ (pdf ファイル) 各1部

(リポジトリ登録延期の手続き)

第3条 各研究科会議が、学位規程第16条第2項に基づいて、当該博士論文のリポジトリによる公開に関する1年を超える延期を認めたとき、博士の学位を授与された者は第2条第1項第1号の登録申請書に替えて、愛知県立大学リポジトリ登録延期申請書（以下「登録延期申請書」という。）(様式1)を提出することができる。

2 博士の学位を授与された者は、登録延期期間を変更しなければならない事由が生じたとき、愛知県立大学リポジトリ登録延期期間変更申請書（以下「変更申請書」という。）(様式2)を用いて各研究科長に変更を申請することができる。

3 各研究科長は、研究科会議が登録延期期間の変更を認めたとき、様式2によってセンター長に依頼する。

4 各研究科長は、当該申請者に対し変更申請の結果を通知しなければならない。

(登録延期期間)

第4条 登録延期できる期間は、学位規程第16条第2項に定めるやむを得ない事由がなくなるまでとする。なお、登録延期期間については、登録延期申請書に記載するものとする。

(登録申請書が提出された博士論文のリポジトリへの登録)

第5条 登録申請書が提出された博士論文については、学位が授与された日から3月以内に、博士論文要旨、審査結果及び博士論文全文をリポジトリに登録する。

(登録延期申請書が提出された博士論文のリポジトリへの登録)

第6条 登録延期申請書が提出された博士論文については、学位が授与された日から3月以内に、博士論文要旨及び審査結果をリポジトリに登録する。

2 博士論文の電子データ (pdf ファイル) については、延期期間が終了するまで学術研究情報センターにおいて保管し、延期期間終了したときすみやかにリポジトリに登録する。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。